、とても認められない。

だから、今回に裁判長が決定することは延期してほしい。

國側　原告の主張によっても、被告が立証する必要性は変わらない。

住民側　今日は原告の欠席も多いし、被告の書面も今日はじめて見たことでもあるし、皆で相談したい。このままで今日、やみくもに決定されると、脅すわけではないが、混乱が起こる。

裁判長　いま原告らが云ったように、欠席者が多いことなど、諸般の事情を考慮して、次回以降の早い時期に決定したい。

なお、誤解のないように云っておくが、被告の証人調べが終ったら、すぐに結審するというようなことはやらないし、原告が主張、反論する時間は充分に取りたい。

結局、証人採用をすぐに決定してほしい、との被告の主張は、原告ら住民の反撃によって無期延期のかたちで退けられたのである。

ついで近藤さんが立ち、その朝に提出した準備書面「正体不明の『基本設計ないし基本的設計方針』なる『云葉』」（次号に掲載予定）の陳述に移る。　近藤さんは、被告の國側が準備書面で乱発している「云葉」、「基本設計ないしは基本的設計方針」という歌い文句を取り上げた。そしてそれが、被告が作り出した造語にすぎず、本件安全審査の審理を、チェルノブイリはじめ現実に起こっていることから切り離す手段に使われていることを、じゅんじゅんと説き明かしていく。４０分におよぶ陳述が終ると、「その通りやな」という声と拍手が法廷内に。

最後に、次回公判期日をきめる話し合いの中で、次のような問答が交わされ、それまでの原告住民側の主張の正しさが確認された。

裁判長　（原告席に向かって）さきほど云っておられたチェルノブイリの新しい報告書は、いつ出るのですか。

住民側　それは被告に聞いて下さい。

裁判長　被告の方では分かっていますか。

国側　（相談し合った後）いつ出るか聞いていません。

住民側　手元の朝日新聞には「最終報告書はことしの年末に出る」とありますが。

裁判長　被告の方で何か証拠があれば出してほしいし、原告も反論があれば出して下さい。

次回を来年２月２１日（木）ときめ閉廷。

会計報告（'90.9/1～9/30）

収入	
会費	６、０００
ニュース講読料	６６、０００
カンパ	２、０００
コピー代	１０、１４０
計	８４、１４０
支出	
ニュース印刷代	１６、４８０
郵送料	１３、３７６
振替手数料	３５０
資料費	５、１００
会議費	１７、０００
ゼロックスリース料	１０、３００
計	６２、６０６
差引	２１、５３４
積立金合計	２、９４７、００１

伊方訴訟ニュース

第 206 号
1990年10月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

２号炉第４２回公判

国の証人申請採否決定延期
「審理も尽くさずに何のための証人か」
原告住民らの正論に裁判所も同調

１０月４日、法廷の原告席には、仕事や病気で参加出来ない人たちが多いため、５名の原告の姿。長期裁判の苦悩に思いをはせる。原告らが見据える被告席には、いつものように出張費付きの代理人たちがぎっしり。

定刻の１０時に開廷。早速、裁判長が「被告から証拠（証人）の申し出と、書証の認否の二つの書面（次号に掲載）が出ている」と告げ、それを受けて國側は、「書面のとおり」と「陳述」。すぐに原告席から近藤さんが立ち、次のように発言。

「証拠の申し出、ということの意味がよく分からない。私たちは、ここ数回、チェルノブイリについて準備書面を提出し、陳述してきたが、まだ、災害の実相をのべてきただけだし、今日も、被告が乱用している『基本設計ないしは基本的設計方針』という云葉が、被告の造語にすぎないことを陳述する予定にしている。そのほか、まだ主張したいこともあり、被告の反論も出ていないのに、証人を呼ぶとはどういうことか分からない」と。

この発言をきっかけに、主として、原告ら住民側と裁判長との間で、以下のような緊迫した応酬が、１時間以上も続いた。

裁判長　被告が提出している書面の「立証趣旨」というところに書いてあるが。

住民側　何を立証したいかは読めば分かるが、問題にしているのは、私たちがこれから主張していきたいこととの関係である。

裁判長　これまでに１０年におよぶ弁論が行なわれてきているので、被告としては、証人を呼んで、安全だという主張を立証したいと考えたのだろう。

住民側　私たちは、できるだけ具体的な問題をあげて本件許可処分が不当だということを明らかにしようとしてきたが、それがまだ途中だと云っているのだ。

裁判長　主張は主張としてやればいい。

住民側　もし証人が出てくるということになれば、それへの反論も準備しなければならないだろうし、私たちには、何もかもやるということはできない。

裁判長　私の理解では、あなたがたのチェルノブイリやスリーマイル島の主張は、安全性に対して疑問をなげかけている、と思っている。だから被告も基本設計の安全性につい

て立証したい、といっているのだろう。

住民側　被告の書面は、いま受け取ったばっかりだが、チェルノブイリやＴＭＩのことは全く出てこないようだ。

たとえば被告は、「チェルノブイでは、どんなことがあっても炉心に１５本は残しておかねばならない制御棒を、たった６本になるまで引き抜いてしまうという大変な違反を運転員がやってしまったことが事故の原因だった」と、ソ連の発表そのままに主張してきた。しかし、今日持ってきているこの本（「内部告発ー元チェルノブイリ原発技師は語る」）には、制御棒は１８本も残されていたことを示す証拠がある、と出ている。この本の著者は、メドベージェフという人で、ソ連電力電化省生産管理局で原発建設担当次長を勤めていた人である。

こんな重要な事実を被告は把握しているのか。また、そうした事実と違った証拠を以前に出したままで、今回の「証拠の申し出」にも、チェルノブイリのことが全くふれられていないのはどういうことなのか。

チェルノブイリだけでなく、ＴＭＩでも、事故の深刻さが年とともに明らかになり、今では、原子炉の底まで溶けておった、ということまで明らかになってきている。被告が今ごろ証人を呼ぼうというのは、そうした事実に頬かむりして、早く訴訟を終らせようとしているのではないか。もしそうなら、税金を使って調べたことを進んで国民に知らせなければならない、という国家公務員法に違反していることになる。

國側　こんごとも、原告の主張に対しては認否、反論を行なっていく。これまで、原告らは、本件安全審査の合理性についての被告の主張に、はっきりした認否はやっていないが、これまでの原告の主張から判断すると、その合理性を争っているので、それに反論・反証したいと思って、証人を申請した。

住民側　私たちも、この裁判で「許可処分ノー」という結論を早く出してほしい。しかし、そのためにも、審理を充分に尽くしてほしいと云っているのだ。ＴＭＩについてはまだやっていないし、チェルノブイリでも真相は、ますます、分からなくなってきている。

ところが被告は、安全審査が手続き的に適法であった、ということに限定して裁判を乗り切ろうとしているようだ。この点は裁判長も充分に考えてほしい。１号炉訴訟の柏木判決は、私たちの納得いくものでないが、それでも、立証責任は国にある、ということだけは明言している。

國側　証人を調べることで審理を尽くそうとしているので、そこでは、安全審査の手続きだけでなく、その内容もやっていく。また二つの事故についても、審理にとって必要な限りで、こんごとも主張していく。

住民側　今の発言からも、二つの事故についての審理が不十分なことを認めている。被告が証拠資料をどんどん出していくことは歓迎するが、証人調べでは、この書面にもあるように、二つの事故のことを別にして、抽象的な議論になってしまう。

住民側　この裁判を始めるときに、当時の渡辺裁判長から、わざわざ呼ばれて話し合った際、一つは、箇条書きでもいいから書面を出さないと不利ですよ、ということで出すことにした。もう一つは、立証は、住民ではとてもできないから、被告の方でやってもらう、ということだった。そういうことで、はじめの５回ぐらいの公判までは、国から資料が出てきたが、それ以後は、ぱったり止んでしまった。

チェルノブイリもずいぶん状況が変化してきているのに、国がどうして書面を出さないのか不思議だった。今回の国の申し出で、国や裁判長が一方的に審理を打ち切ったら大変なことで、まさに「この世は闇」になる。

どうか、状況の変化に応じて、どんどん資料を出してほしい。情報を出さないことは、審理を阻害していることになる。

裁判長　この訴訟では、審理の対象は原子炉等規制法の２４条１項４号であり、原告のこれまでの主張も、それに沿っていると思っている。そのことを理解して議論してもらわないと困る。

住民側　そのつもりでやっているが、そうでないというのか。

住民側　私たちは、単に、２４条１項４号だけでなく、本件許可処分の違法性を問題にしている。

裁判長　しかし、あなたがたの主張は安全性、つまり、２４条１項４号の適用について反論しているのでないか。

住民側　被告が５５年２月に出した書面には、原告だけでなく、裁判長にも、専門的知見はないと言い切っているので、「危険がないかどうかが争われている」と裁判長が言われるのはうれしい。

裁判長　被告が立証したいと云っているのだから、やらせたらいいのでないか。

国側　原告も、安全審査は合理的、ということに反論しているのは明らかなのだから、証人を次回から呼んでほしい。

住民側　それは反対である。新聞によると、チェルノブイリの新しい最終報告書が年末に出るようだが、今の段階で証人を呼んでも、何がしゃべれる、というのか

國側　それなら、そちらで証人を用意したらよいのでないか。

住民側　そんなことを１００べんいってもだめだ。国費を使って調査したものを公開しないのは、国家公務員法に違反している。自分に不利なことは出さなくてもいい、という民事訴訟とは、まるっきり違っているのだ。

裁判長　この書面にある尋問事項には抽象的なことしか書かれていないが、証言内容はもっと具体的になるのでないか。

（法廷内がざわめく）

住民側　具体的なことがあるのなら、準備書面で出すべきでないか。

裁判長　原告のいうことも分かるが、被告の言い分もあり、裁判所で判断したいので合議したい。

住民側　具体的なことが不明なままでは、証人に対する反対尋問もできない、ということを考えてほしい。

住民側　私たちも相談したいので、休憩を取ってほしい。

（１０分間休憩の後、再開）

住民側　皆で相談した結果を伝えたい。現在私たちは、チェルノブイリ事故と本件許可処分との関係を陳述中であり、まだチェルノブイリの災害についてしかのべていない。そうした時に、なぜ被告が急に、こういう一般的な証拠申し出の書面を出し、裁判長も急いで決定しようとしているのか、奇異に感じている、ということ。

したがって、被告の答弁書や準備書面(1)～(5)をなぞるだけの証人調べに入ることは